

# ライフステージの転機を捉えた UIJ ターン促進事業業務仕様書

## 1 業務名 ライフステージの転機を捉えた UIJ ターン促進事業

## 2 業務背景・目的

東北地方の中核都市であり、「学都」と称され数多くの高等教育機関が存在する本市では、大学等の進学を機に東北をはじめとする各地から若年層が転入するものの、その多くが、また宮城県出身者であっても就職を機に首都圏に転出してしまうことが課題となっている。

住民基本台帳による社会動態を見ると、過去 20 年以上に渡り本市から東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）への転出超過が続いている。また、2040 年における生産年齢人口は 2020 年比で▲5.3 万人になると推計されており、今後、本市に事業所を有する企業（以下、地域企業）の人材獲得に当たっては、一定の母集団が形成されている域内新卒者向けのマーケティング・プロモーションに加え、域外からいかに人材を呼び込むかも重要となってくる。

本業務は、結婚や子育てなどのライフステージの転機を迎えるタイミングの首都圏にいる 20 代半ば～30 代の社会人であつ仙台・東北での暮らしに興味がある層及び移住を検討している層（以下、UIJ ターン人材）の UIJ ターンを促すため、SNS 等を活用したコミュニティを形成し、本市で暮らすこと・働くことの魅力ややりがい等を知ってもらう情報発信及び定期的なイベント開催等を行うことで、地域企業における多様な人材確保・活躍等につなげることを目的とするものである。

## 3 見積金額上限額

22,700,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

## 4 事業期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

## 5 業務内容等

### (1) SNS 等を活用した首都圏における UIJ ターン人材コミュニティの形成

- ・UIJ ターン人材が本市の指定するイベント等の情報を受動的・一元的に得ることができるよう SNS 等を活用したプラットフォームを構築し、運営管理を行うこと。
- ・また、HR 系民間事業者とも連携するなど登録メンバーを獲得するために効果的なコンテンツの作成やイベント等の実施を行うこと。なお、メンバー登録数は年間 900 名以上とする。

### (2) 定期的な情報発信

- ・(1)で形成するコミュニティに対して、発注者が運営管理する就活・転職お役立ちポータルサイト「仙台で働きたい！」(<https://sendaidehatarakitai.jp/>) 内の情報等を参考に、本市への就職・転職情報のほか、市政のトピックスや観光情報、子育て支援策等、UIJ ターン人材に魅力的かつ有益な情報を月 2 回以上定期的に発信すること。
- ・情報発信の素材として民間企業などで配信している記事等を活用することも可とするが、最低でも月 1 回は本事業のオリジナル情報を発信すること。
- ・情報発信にあたっては、仙台・東北への UIJ ターン経験者へのインタビューやヒアリング、また、本市が提供するデータ等も参考に、UIJ ターン人材のニーズを把握したうえで、的確に行うこと。

### (3) 定期的なイベントの開催

- ・地域企業を知り、興味関心を抱いてもらうとともに、仙台で働く意欲を喚起することを

目的として、地域企業の経営者・役員やUIJ ターン経験者と UIJ ターン人材が対話や交流ができるイベントを4回以上開催すること。なお、うち1回は山形市と共催で開催する。

- ・原則、東京23区内でのリアルイベントでの開催とする。
- ・1回あたりの定員数は20名以上とする。
- ・イベントのテーマ・内容・開催時期・回数・会場については、年間計画を立て、発注者と協議の上決定すること。なお、イベントが定期的に行われていることの認知度向上を図る観点から、会場については、原則、同一会場を使用すること。
- ・当日運営のほか、参加企業等の選定・調整、イベントの広報、UIJ ターン人材の募集・管理、運営マニュアル等の作成、UIJ ターン人材・参加企業等への事後アンケートを行うこと。
- ・UIJ ターン人材の参加を促す工夫や効果的な広報を実施し、集客に努めること。

#### (4) 名称及びロゴの作成

- ・(1)～(3)の実施にあたり統一的に使用するUIJ ターン人材への認知度向上やリピーターの獲得につながる等、訴求力がある名称及びロゴを作成すること。  
※令和6年度開催のUIJ ターンイベント名「Beyond Tokyo」

#### (5) (1)～(4)共通事項

- ・発注者と協議の上、適切なブランディングを行うこと。
- ・就活・転職お役立ちポータルサイト「仙台で働きたい！」でイベント告知を行うための素材（バナー・チラシのデータ等）をサイト運用業務の受託者に提供すること。
- ・イベントチラシ等の制作やWEB広告等の広報業務は本業務受託者の費用負担で実施する。

#### (6) その他

- ・事業全般において、発注者と定期的に会議を設け、意思の疎通を図ること。
- ・受託者は、打合せの内容を記録し、随時、発注者へ提出すること。
- ・より効果的な事業となるよう、本市の子育て支援や観光振興等の担当部署のほか、適宜発注者と協議の上、民間企業や教育機関、また首都圏にある既存のUIJ ターン人材が参加するコミュニティとの連携を図ること。

### 6 著作権等の取扱い

- (1) 本業務に基づいて制作された成果物の著作権は、仙台市に帰属する。
- (2) 本業務の履行にあたっては、第三者の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (3) 制作過程で生じる権利関係及び第三者の著作権に関する利用許諾の処理等については、受託者の負担において一切を行うものとし、本業務の遂行中及び完了後、仙台市においていかなる費用も発生しないようにすること。
- (4) 著作権、肖像権に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、仙台市はその責任を負わない。

### 7 事業計画・実績報告等

- (1) 事業計画  
業務委託契約締結後、速やかに事業計画書を提出すること。
- (2) 実績報告  
各イベント終了後、当該イベントに関し実績報告書を提出すること。実施概要のほか、広報手段や実績またその効果等を検証し記載すること。

### 8 業務委託料の支払い

業務委託料の支払いについては実績報告に基づく完了払いとする。

## 9 その他

- (1) 業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律を遵守することとし、知り得た個人情報の取り扱いについては漏えい、滅失及び棄損の防止、その他個人情報の保護に努めること。
- (2) 個人情報保護に関わる事故等が発生した場合は、直ちに仙台市へ全て報告し、対応策を協議すること。
- (3) 受託者は、「仙台市行政情報セキュリティポリシー」（以下、「ポリシー」）、「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」）、別添「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」及び「行政情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守することとし、それらに変更があった場合は、これに適合するよう必要な措置を講じること。

個人情報の情報システム処理を行う場合は、ガイドラインに基づく外部委託審査を経る必要があることをふまえ、ポリシー「第2章 情報セキュリティ対策基準 (3) 情報資産の分類と管理」に適合する情報システム及びネットワークにより行うこと。

※「仙台市行政情報セキュリティポリシー」は、下記アドレスを参照のこと。

<http://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/mokuji/index.html>

※「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」は、下記アドレスを参照のこと。

<http://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/security/guidelines.html>

- (4) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項（<http://www.city.sendai.jp/somu-jinji-jinji/shise/shokuin/jinji/shogai.html>）に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。
- (5) 受託者は、本業務に係る契約の終了後、他社に業務の引継ぎを行う必要が生じた場合には、円滑な引継ぎに努めるものとする。
- (6) その他、本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して決定する。